

指定訪問介護重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|------------|----------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 有限会社 松本居宅介護サービス |
| 主たる事務所の所在地 | 〒358-0014 埼玉県入間市宮寺 1977 番地 |
| 代表者（職名・氏名） | 代表取締役 松本 義明 |
| 設立年月日 | 平成 12 年 11 月 28 日 |
| 電話番号 | 04-2008-4308 |

2. 事業所の概要

| | | |
|-------------|----------------------------|------------|
| ご利用事業所の名称 | 松本訪問介護サービス | |
| サービスの種類 | 訪問介護 | |
| 事業所の所在地 | 〒358-0014 埼玉県入間市宮寺 1977 番地 | |
| 電話番号 | 04-2008-0736 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 令和 2 年 12 月 1 日指定 | 1172801886 |
| 管理者の氏名 | 栗原 康晴 | |
| 通常の事業の実施地域 | 入間市、所沢市、狭山市、飯能市、日高市 | |

3. 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

4. 提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

| | |
|-----------|--|
| ①身体介護 | 利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など |
| ②生活援助 | 家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など |
| ③通院等の乗降介助 | 通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車又は降車の介助を行います。 |

5. 営業日時

| | |
|------|--|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日） |
| 営業時間 | 午前9時から午後18時まで |

6. 事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 勤務の形態・人数 |
|-----------|--------------|
| 管理者 | 常勤 1人 |
| サービス提供責任者 | 常勤 3人 |
| 訪問介護員 | 常勤 2人、非常勤 4人 |

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

| | |
|--------------|--|
| サービス提供責任者の氏名 | |
|--------------|--|

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合書に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

訪問介護の利用料

概算単価表【訪問介護事業】〈令和6年(2024年)4月1日より〉

| | | | | |
|---------------|---|-------|--------|---------|
| 介護職員等ベースアップ加算 | : | | (加算率) | 2.4% |
| 処遇改善 | : | 加算 I | (加算率) | 13.7% |
| 〃 (特定) | : | 加算 I | (加算率) | 6.3% |
| 特定事業所 | : | 加算 II | (加算率) | 10% |
| 地域区分 (入間市) | : | 6 級地 | (単価単価) | 10.42 円 |

| 内容 | | 事業所受取額 | | | | | 利用者負担 | | |
|-----------------------|------------------------|--------|----|----|-----|---------|-------|-------|---------|
| | | 基本 | 特定 | 処遇 | 単位計 | 金額 | (1 割) | (2 割) | (3 割) |
| 生活 | 30 分程度 (20 分以上 45 分未満) | 179 | 18 | 25 | 222 | 2,313 円 | 231 円 | 462 円 | 694 円 |
| | 60 分程度 (45 分以上 75 分未満) | 220 | 22 | 30 | 272 | 2,834 円 | 283 円 | 567 円 | 850 円 |
| 身体生活 | 身体 30 分+生活 30 分程度 | 309 | 31 | 42 | 382 | 3,980 円 | 398 円 | 796 円 | 1,194 円 |
| | 身体 30 分+生活 60 分程度 | 374 | 37 | 51 | 462 | 4,841 円 | 484 円 | 968 円 | 1,452 円 |
| 身体 | 30 分 (20 分以上 30 分未満) | 244 | 24 | 33 | 301 | 3,136 円 | 314 円 | 627 円 | 941 円 |
| | 60 分 (30 分以上 60 分未満) | 387 | 39 | 53 | 479 | 4,991 円 | 499 円 | 998 円 | 1,497 円 |
| 総合 A2 (入間市) 1 回につき ※注 | | 287 | — | 39 | 326 | 3,396 円 | 340 円 | 679 円 | 1,019 円 |

※ 1 月につき 3,727 単位の範囲で所定単位を算定する。

(上記に加え、状況により加算されるもの)

| | | | | | | | | |
|------------------------|-----|---|----|-----|---------|-------|-------|-------|
| 初回加算 (ご利用開始最初の月に算定) | 200 | — | 27 | 227 | 2,365 円 | 237 円 | 473 円 | 710 円 |
| 緊急時訪問介護加算 (緊急訪問での身体介護) | 100 | — | 14 | 114 | 1,188 円 | 119 円 | 238 円 | 357 円 |
| 生活機能向上連携加算 I (リハ職と連携) | 100 | — | 14 | 114 | 1,188 円 | 119 円 | 238 円 | 357 円 |

(時間帯割増)

| | |
|--|-------|
| 早朝 (午前 6 時～午前 8 時)・夜間 (午後 6 時～午後 10 時) | 25%割増 |
| 深夜 (午後 10 時～午前 6 時) | 25%割増 |

交通費 入間市、所沢市、狭山市、飯能市、日高市 : 無料
それ以外の地域に在住 : 実費交通費 (応相談)

(注 1) 利用者の心身の状況等により、1 人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て同時に 2 人の訪問介護員等がサービス提供した場合は上記基本利用料の 2 倍の額となります。

(注 2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注 3) 処遇改善加算を上記の基本部分に加算されます。

(1) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

| キャンセルの時期 | キャンセル料 |
|----------|---------|
| 利用予定日の前日 | 無料 |
| 利用予定日の当日 | 1,000 円 |

(注) 体調の急変等のやむを得ない事情と当社が認めた場合は無料となります。

(2) 利用者のお支払い方法

当月分のご利用者負担額を、翌月 26 日に口座振替させていただきます。

(注) 口座登録の手続きにより、初回の口座振替は 2 か月後となります。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

現場ヘルパーの応急処置（事業所も指揮します） → （必要な場合）救急医療への連絡
→ 利用者緊急連絡先への連絡 → 担当ケアマネジャー・主治医などへ連絡

※対応方法や連絡先などの指定がある場合は、予め担当者へご希望をお伝えください。

方法の詳細はご希望に沿い決定いたします。

※介護職員は、救急車への同乗・病院での手続き代行はできません。ご了承ください。

予め緊急連絡先ご登録いただいたご親族・決定代理人を医療機関へ引き継ぐことは可能です。

ご希望の場合はお申し出ください。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保険商品名：福祉事業者総合賠償責任保険特約 身体障害・財物損壊支払上限 100 万円

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

【当法人窓口】

| | | |
|----------|-------------|---------------|
| ご利用者相談窓口 | 担当サービス提供責任者 | ☎04-2008-0736 |
| 苦情対応責任者 | 法人代表 松本 義明 | ☎04-2934-4308 |

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

【法人以外の窓口】

| | | |
|----------------|-------------|-------------------|
| 入間市にお住まいの方 | 入間市役所 介護保険課 | ☎04-2964-1111 (代) |
| 狭山市 // | 狭山市役所 // | ☎04-2953-1111 (代) |
| 所沢市 // | 所沢市役所 // | ☎04-2998-9420 (代) |
| 飯能市 // | 飯能市役所 介護福祉課 | ☎04-2973-2111 (代) |
| 日高市 // | 日高市役所 長寿福祉課 | ☎04-2989-2111 (代) |
| 埼玉県国民健康保険団体連合会 | 介護福祉課苦情対応係 | ☎04-824-2568 |

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. ヘルパー派遣の方法

(1) 派遣サービスの開始

契約締結後、ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき当事業所の介護計画作成をし、ヘルパー派遣の開始となります。実施に当たっては、担当ヘルパーのご紹介や利用者のニーズを聴き取りながらサービス詳細を決定してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、お急ぎでの派遣の場合はご相談ください。できる限り早急に対応いたします。

(2) 派遣サービスの中断・終了

①利用者の都合でのサービス中断・契約終了 ○サービス中断、契約終了を希望する日の1週間前までに
お申し出下さい。 ケアマネジャーに状況を報告し、中断・終了を決定いたします。

○当事業所が以下に該当した場合は、即座に派遣中断または契約終了ができます。

- ・ 正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 守秘義務に反した場合
- ・ 社会通念を著しく逸脱する行為を行なった場合

②事業所の希望での派遣サービス中断・契約終了

○人員不足などの事情により、やむを得ずサービス提供の中断する場合があります。

なお、その場合は1ヶ月以上前に通知し、代替措置もご提案いたします。 ○ご利用者が、以下に該当した場合は、派遣中断または契約を終了いたします。

なお、その場合は2週間以上前に文書で通知いたします。

- ・ 利用料の支払いを3ヶ月以上遅延した場合

当事業所の従業員に対し精神的・肉体的苦痛が与えられ、改善の要望をお伝えしても 改善されない場合。

1 4. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価とは、サービスの質の向上、利用者に対する情報提供を行うとともに、公表することにより利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

情報公表制度とは異なり、評価を受けることは任意とされていますが、評価を受けているか否かについて運営規程や重要事項説明書には記載する必要があります。

署名欄

20 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 法人名 有限会社 松本居宅介護サービス
代表者 代表取締役 松本 義明
所在地 〒358-0014 埼玉県入間市宮寺 1977 番地 印
契約担当者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 氏名 署名または記名押印

住所

契約保証人 氏名 署名または記名押印